長崎市まちなか賑わいづくり活動支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，まちなかの賑わいの創出に寄与するための活動を行う市民、地域団体等に対し、予算の範囲内において長崎市まちなか賑わいづくり活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和６３年長崎市規則第２１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「まちなか」とは、概ね別図に示す区域をいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、まちなかにおいて行う次に掲げる活動とする。

⑴　情報紙の発行等地域の魅力を発信する活動

⑵　町家の店舗出店等歴史的建造物等を活用する活動

⑶　暖簾市、軒先市等街並みの連続性を高める活動

⑷　オリジナル商品づくり等地域の資源を活かした商品の開発に係る活動

⑸　地場産業との連携による長崎の伝統産業を活かした活動

⑹　その他市長がまちなかの賑わいの創出に効果があると認める活動

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動は補助対象事業としない。

⑴　政治、宗教活動等を目的とするもの

⑵　その他市長が適当でないと認めるもの

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

⑴　市内に在住する個人

⑵　市内に事業所を有する法人又は任意団体

⑶　その他市長が適当であると認める者

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第６条　補助金は、補助対象事業に要した補助対象経費の合計額の５分の４以内の額（1,０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が５００，０００円を超えるときは、５００，０００円を上限とする。

（補助対象者の公募）

第７条　市長は、補助金を交付する者を別に定める方法により公募するものとする。

２　前項の規定による公募に申込みをしようとする者は、市長が定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

⑴　長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業計画書（第１号様式）

⑵　長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業収支予算書（第２号様式）

（交付の申請）

第８条　規則第３条第１項に規定する市長が定める期日は、補助対象事業を行う年度の２月末日とする。

２　規則第３条第１項第１号の事業計画書は、長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業計画書によるものとする。

３　規則第３条第１項第２号の収支予算書は、長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業収支予算書によるものとする。

４　規則第３条第２項の規定により、同条第１項第３号の書類の添付は、省略するものとする。

５　補助金の申請をしようとする者は、当該申請時に補助対象事業に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第３０条に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８３に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付の決定）

第８条の２　規則第４条第１項の規定による補助金の交付の決定は、長崎市附属機関に関する条例（昭和２８年長崎市条例第４２号）に規定する長崎市まちなか賑わいづくり活動支援補助金交付審査会の審査を経て、これを行うものとする。

（申請の取下げ）

第９条　規則第７条第１項に規定する別に定める期日は、規則第６条第１項に規定する補助金等交付決定通知書を受領した日から１０日を経過した日とする。

（補助対象事業の変更）

第１０条　規則第５条第１項第１号に規定する市長が認める軽微な変更は、事業内容の大幅な変更を伴わず、かつ、変更することにより事業の効果を高めると認め

られる総事業費の２０パーセント以内の変更とする。

（実績報告書）

第１１条　規則第１２条に規定する別に定める期日は、補助対象事業の完了した日から起算して３０日を経過した日又は補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度の４月５日のいずれか早い日とする。

２　規則第１２条第１号の収支計算書は、長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業収支計算書（第３号様式）とする。

３　規則第１２条第２号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

⑴　長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業完了報告書（第４号様式）

⑵　補助対象経費の支出がわかる領収書等書類

⑶　補助対象事業に係る活動がわかる写真等書類

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１２条　第８条第５項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを補助金の額から減額して実績報告をするとともに、仕入れに係る消費税等相当額報告書（第５号様式）により報告しなければならない。ただし、規則第１２条に規定する実績報告書を提出した後において仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は当該金額の返還を命ずるものとする。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則（平成24年５月16日告示第 377 号）

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行し、平成２４年度の予算に係る補助金から適用する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、同日以降も、なおその効力を有する。

附　則（平成25年３月29日告示第 196 号）

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の長崎市まちなか賑わいづくり活動支援補助金交付要綱の規定は、平成２５年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則（平成26年４月10日告示第 258 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（令和３年４月５日告示第 309 号）

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正前の中島川・寺町地区まちなみ整備助成金交付要綱に定める様式による用紙及び第２条の規定による改正前の長崎市まちなか賑わいづくり活動支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和５年３月22日告示第98号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第５条関係）

補助対象経費
⑴　賃金 ⑵　報償費 ⑶　旅費 ⑷　需用費 ⑸　役務費 ⑹　委託料 ⑺　使用料及び賃借料 ⑻　工事請負費 ⑼　原材料費 ⑽　その他市長が特に必要と認める経費

第１号様式（第７条、第８条関係）

長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業計画書

年　月　日

（あて先）長崎市長

事業名	
実施者	住所 氏名 （団体の場合は、団体名及び代表者氏名） 連絡先
事業費	円
事業実施期間	年　月　日～　年　月　日
目的	
内容	
計画 ・実施予定場所 ・事業スケジュール	
期待される効果	
活動の展望	

第２号様式（第７条、第８条関係）

長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業収支予算書

年　月　日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

１　収入の部　（単位：円）

区分	予算額	備考
① 補助金		
② 自己資金		
③ その他		
合　計		

２　支出の部　（単位：円）

区分	予算額	備考
合　計		

第３号様式（第１１条関係）

長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業収支計算書

年　月　日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

１　収入の部　（単位：円）

区分	決算額	備考
① 補助金		
② 自己資金		
③ その他		
合　計		

２　支出の部　（単位：円）

区分	決算額	備考
合　計		

第４号様式（第１１条関係）

長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業完了報告書

年　月　日

（あて先）長崎市長

事業名	
実施者	住所 氏名 （団体の場合は、団体名及び代表者氏名） 連絡先
事業費	円
事業実施期間	年　月　日～　年　月　日
事業の実施内容	
事業の効果等	
今後の取組み	

第５号様式（第１２条関係）

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年　　月　　日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年　月　日付　　第　　号をもって交付決定通知（又は確定通知）があった助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、長崎市まちなか賑わいづくり活動支援補助金交付要綱第１２条の規定により、次のとおり報告します。

１　補助金額（市長が交付決定通知（又は確定通知）により通知した額）

円

２　補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

３　消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　円

５　仕入れに係る消費税等相当額の積算内訳

※　添付書類　市長が必要と認める書類
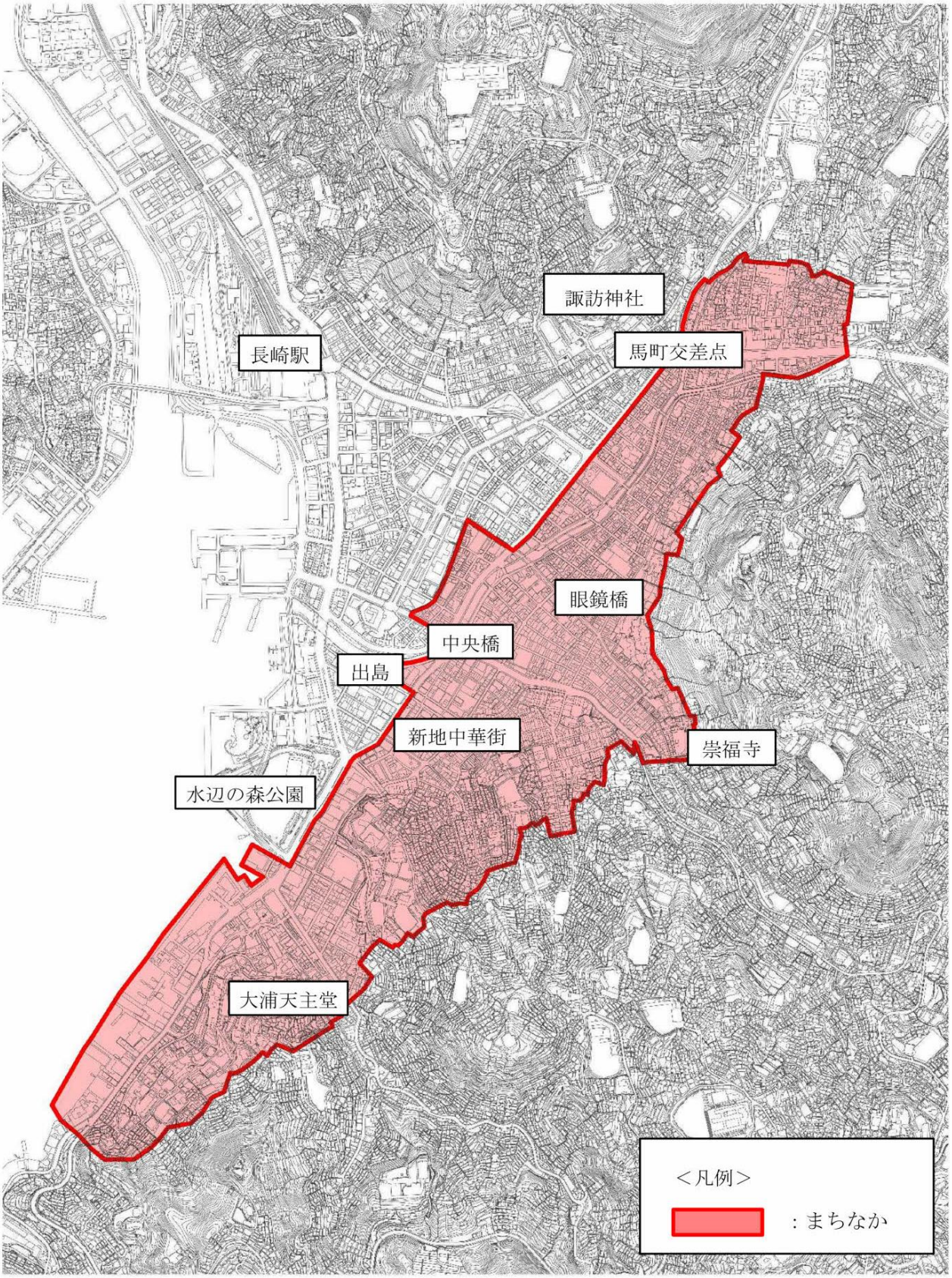
別図（第２条関係）